

令和4年6月1日

市立小・中学校保護者の皆様

気仙沼市教育委員会

学校生活における児童生徒のマスクの着用について

これまでの新型コロナウイルス感染症防止に対する、児童生徒の努力と御家庭の御理解・御協力に感謝申し上げます。

さて、厚生労働省より令和4年5月20日に「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が公表されました。学校における感染防止対策として、マスクの着用は引き続き基本的な感染対策であることに変わりはありません。

ただし、健康への配慮から、下記の場合には、マスクは着用しないよう声かけをいたしますので、御理解を願います。御家庭においても、今後も御家庭における感染拡大防止への御協力をあらためてお願いいたします。

記

学校においてマスクを着用しないよう声かけする場面について

- ・気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症対策を優先します。
- ・夏場における登下校時は、人との十分な距離を確保し、会話を控えて、マスクをはずすよう声かけします。
- ・一般的な体育の授業では、マスクをはずすよう声かけします。
〈留意事項〉 間隔を十分に確保する。呼吸が激しくなるような運動を行うことは避ける。こまめに換気を行う 等
- ・運動部活動についても体育の授業に準じます。
〈留意事項〉 部室や更衣室等の共有エリア利用時や、集団での飲食、移動時などにおいては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底する。